

建築工事の完了の公告について

本事業の施行地区内において、建築工事が完了したので、都市再開発法第100条第2項の規定により、下記のとおり建築工事の完了の公告をします。

記

1. 公告の内容

- (1) 第一種市街地再開発事業の名称 内神田一丁目地区第一種市街地再開発事業
- (2) 施行者の名称 三菱地所株式会社
- (3) 事務所の所在地 東京都千代田区大手町一丁目1番1号大手町パークビル
- (4) 建築工事に係る施行地区に含まれる地域の名称
東京都千代田区内神田一丁目 31番1、31番4、31番5、31番9、31番10
- (5) 建築工事完了の年月日 令和8年7月31日

2. 公告の方法

- (1) 公告の場所 大手町一丁目第3地区第一種市街地再開発事業 個人施行者事務所掲示板
- (2) 公告の期間 令和8年7月31日～同年8月9日

令和8年7月31日

所在地 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
氏 名 内神田一丁目地区第一種市街地再開発事業
個人施行者
三菱地所株式会社
代表執行役 中島 篤